

ドイツから上陸した「不正使用画像使用料回収サービス」は不正使用に悩む写真家の救世主となりうるか？

著作権委員会

写真の不正使用はフィルム時代から写真家にとって永遠の課題であったが、デジタル時代を迎えてからは、より深刻になっている。今回、ドイツから上陸した「不正使用画像使用料回収サービス」COPYTRACK の使い勝手およびその実力を探るとともに、同社が追及の対象外としている「一般人の不正使用」について、国内外のブログサービスや SNS サービスの著作権窓口での対応についても取り上げる。

（著作権委員会）

■ドイツから上陸した不正使用画像使用料回収サービス

COPYTRACK 社はドイツ・ベルリンに本拠地を置く「不正使用画像使用料回収サービス」であり、ヨーロッパ、北米の他、東京にもアジアの拠点を構えている。写真著作権先進国のドイツで生まれたサービスということで、来日した同社の CEO、マーカス・シュミット氏と中野汐里氏にお話を伺った。

シュミット氏によると本サービスの心臓部ともいえる画像検索は同社独自のエンジンで、画像処理が施された画像でも高い確率で見つけることが可能とのことだ。

同社の「不正使用画像使用料回収サービス」は無料サービスとして提供されているが、「不正使用画像」について同社が著作権者に代わり不正使用者に対して事後ライセンスを勧め、不正使用者が拒否した場合には法的措置を行使してくれるというサービスで、ライセンス料が回収できた場合のみ 30～50% の料金が発生する仕組みとなっている。

サービスを利用するには、ユーザー登録をしたのち、検索する画像をアップロードする必要がある。シュミット氏にユーザー登録や画像登録画面や利用規約の日本語によるサービスを要望したところ、現在では日本語による登録、画像のアップロードが行えるようになっているので、戸惑うことはないだろう。しいて挙げるとするならば、ユーザー登録時、ライセンス料の振込先の銀行の SWIFT コードを入力することに戸惑う程度だろう。これは外国送金等において利用される銀行のコードであり、国内の各銀行のウェブサイトに記載されているので、あらかじめ調べてから利用されたい。

利用する写真家は画像登録の際に利用料金（ユーロ建て）を決め、その後は世界中のネット上を検索されるのを待つ。そして、登録した写真の使用が見つかった場合、それが合法なのか違法なのかをチェックし、違法にチェックを入れると COPYTRACK 社から「事後ライセンス」を提案するメールが侵害者宛に二度送られ、提案を承諾しない場合にはその国の弁護士を通じて損害賠償を請求してくれる仕組みとなっている。

プライダル写真家の A 氏は自身のブログで公開していた

写真を別のプライダル関係業者が無断使用しているのが判明し、COPYTRACK 社による提案に対して、無断使用者が即座に承諾したため、1 枚の写真で約 10 万円の事後ライセンス契約料を獲得したとのことだ。日本での本格稼働から日が浅いにもかかわらず、この他にも別の写真家やイラストレーターなど、着々と実績を伸ばしているということである。



COPYTRACK 社 CEO、マーカス・シュミット氏

<「一般人の不正使用」については対象外>

ただ、同社のサービスは世界規模で不正使用画像を検索できるのだが、「一般人の不正使用」について追及の対象外としていることは残念な点だ。私も、写真 40 点を登録したところ、即座に 5 点の写真が 6 カ所のサイトで不正利用されていることが判明したのだが、その内、法的処理が進行中なのは、美術評論家のポートレート写真を北米在住のデザイナーのウェブサイトでの事例のみだ。台湾の商用サイトでも無断使用が見つかったのだが、請求窓口（連絡先）が不明のため追及を断念したとの連絡があり、その他については個人によるブログサービスや SNS サービスのため追及しないということでクローズとなっている。

この点については、既に事後ライセンス料を受け取った A 氏は「非商用の不正利用を取り締まる COPYTRACK の様なサービスが欲しい」と語っている。

もちろん、同社ではクローズした案件に関しては著作権者が不正利用者に対してライセンス料を直接請求することは禁止していない（進行中の案件では禁止）ため、可能ではあるが、無断使用者が宗教団体、政治団体等である多いため、素性を明かして請求することを躊躇する場面も生

じるのではないかと思われる。原稿締切り直前、連絡先が明記されていた1件で、侵害者との直接交渉の結果、使用料を支払わせることに成功した。

(文：理事・加藤雅昭)

■ブログやSNSサービスでの無断使用についての対応

不正使用画像使用料回収サービスCOPYTRACKでは、ブログやSNSでの個人による写真の無断使用の解決は対象外とされている。住所や会社名が明記されている企業広告やホームページと違い、ビジネスとして事後の写真利用契約の締結が難しいのだろう。しかし、作品を無断使用された写真家としては、相手がだれであろうと変わりがない。きっちり対処したい。

写真の無断使用というと、経済的損失の問題が強調されることが多いが、別の問題もある。不本意な趣旨の媒体での使用だ。

インターネット上には、ヘイトクライムなどの偏った思想によるホームページやブログが多く存在する。今回も同様の媒体で報道写真が無断使用(撮影者名入り)される事例が見つかった。無断使用の事実は読者にはわからない。その写真家が寄稿したものだと勘違いされてしまう恐れがあり、すぐに写真を削除させる必要がある。

＜無断使用者の情報を開示できる、プロバイダ責任制限法＞

写真が無断使用された場合、写真家にはふたつの対処が考えられる。(1)不正使用された写真を削除させ、(2)写真の使用料(あるいは損害額)を使用者に支払わせることである。

しかし、無断使用が個人のブログやHP、SNSの場合、無断使用者の特定がむずかしい。ほとんどの場合、正確な連絡先や個人情報を公開していないうえ、メールフォームから連絡しても、まともに対処するとは考えにくい。「無断使用を指摘した途端、サイトを消去された」という話も耳にする。

このような場合の助けになるのが、「プロバイダ責任制限法」(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)である。インターネット上で著作権侵害や名誉毀損などといった権利を侵害された被害者が、プロバイダやサイト、SNSの運営者(以下、プロバイダ等)に対して、問題を起こした相手を特定し、被害を回復するための法律である。この法律によれば「他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき」(3条1項2号)には、プロバイダ等に、情報の消去や侵害者の情報開示が請求できる。写真の削除に対して、発信者(無断使用者)からの損害賠償請求は制限されるため、プロバイダ等の自主的な対応をうながす効果を期待しているという。

＜無断使用者の特定は2段階＞

無断使用された、写真の消去の手続きは比較的簡単だ。写真が掲載されたプロバイダ等に資料を添えて連絡する。削除には「認めるに足りる相当の理由」があればよく、不正使用の証明は不要。プロバイダは、大きなリスクを負わずにその写真を削除できる。

しかし、損害賠償の請求に必要な発信者の特定には手間がかかる。ブログなどを運営するプロバイダは発信者の個人情報を持たないことが多く、発信者が金銭契約をしているプロバイダを探しだすことからスタートだ。

まず、写真が掲載されたプロバイダ等(ホスティングプロバイダ)に情報の開示請求をして「IPアドレス」と「タイムスタンプ」を入手する。IPアドレスとは、インターネットなどに接続された通信機器に接続のつど振り当てるナンバー。タイムスタンプはアクセス日時などに関する情報だ。これらを入手したらIPアドレスの割り当てや、ドメイン名の登録者に関する情報を参照できる「WHOIS」で検索し、発信者がインターネット契約をしているプロバイダ(経由プロバイダ)を探し当てる。経由プロバイダは、発信者の個人情報を把握しているので、情報開示を求めればよい。相手が誠意をもって対応しない場合には、手続きが簡素な少額訴訟を利用するのも有効だ。

＜対処はプロバイダのフォームから＞

具体的な手続きは、著作権侵害報告用のフォームから行う。ほとんどのプロバイダ等が準備しており、プロバイダ責任制限法にしたがったものだ。各社、ほぼ同一と考えて良いだろう。この対処は、SNSでも同じ。しかし、ツイッター社では著作権侵害の報告にはサイトへのログインが必要となっている。それ以外の連絡方法は公開されていないため、アカウントを持たない被害者は異議申し立てができないことが現実だ。このような問題について、今後の検討が必要だろう。

(文：委員・吉川信之)



COPYTRACK 社の HP <https://www.copytrack.com/ja/>